

社会福祉法人 胡屋福祉会役員等の報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人胡屋福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員に対して報酬を支給する。理事長業務（専決業務等）、評議員会、理事会、監査、指導監査立会、苦情解決業務、その他の会議（以下「会議等」という。）に出席した場合日当を支給する。役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員であることに対しての報酬は支給しない。

（報酬額）

第3条 役員の報酬額等について各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

- ・理事・・・・・・・・・・150,000円
- ・監事・・・・・・・・・・100,000円
- ・評議員・・・・・・・・・・150,000円

（費用弁償）

第4条 役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 胡屋保育園旅費規程に基づきその実費相当額を支給する。

（日当の支給）

第5条 役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、日当を支給する。又、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。ただし、勤務時間外に開催される会議等に出席した場合においては支給する。

2 役員等報酬額は、別表1「役員等の報酬」に定める額とする。

3 評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬額は、別表2「その他の報酬」に定める額とする。

3 日当は、その都度、支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施工する。

別表1 役員の報酬

役 職	日 額
理 事	5,000円
監 事	5,000円
評議員	5,000円

別表2 その他の報酬

役 職	日 額
評議員選任・解任委員	5,000円
第三者委員	5,000円